

特別支援学校小・中学部学習指導要領(平成29年4月)

第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項 P72-74

1 教育課程の改善と学校評価等, 教育課程外の活動との連携等

(1) 校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努める。 学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意する。

(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、(中略)、など各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

(3) 中学部において、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるよう留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については...(中略)...資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること。その際...

特別支援学校小・中学部学習指導要領(平成29年4月)

第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項 P72-74

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(1) 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設ける。

(2) 学校間連携や交流を図る(他の特別支援学校や幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校等)とともに、(中略)交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。

3 各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割 ※要約

- ・児童生徒や教師等に対する助言及び援助、保護者等に対する教育相談
- ・組織的な取組ができるような校内体制の整備、他校との連携

地域協働活動の意義(森脇, 2014)

- 「必要とされる学校、必要とされる生徒」を目指すことが協働の視点
- 感謝や期待の声をかけられることをとおして「必要とされる実感」を感じ取る経験が最も大切なねらい
- 「支援される・する」という関係とは違う「新たな価値」を互いに生み出すもの
- 地域の中で役割を担うことで生ずる「責任＝responsibility」
→ 「責任」は負わされるものではなく、「自ら進んで他者の求めに繰り返し応える」こと(鷺田, 2013)

地域協働活動等が示唆すること

- 地域の中で役割を担い、人の役に立つ経験による自己有用感に裏付けられた自尊感情の高まり
- 児童生徒本人だけでなく、支援する側である教員や地域の人々の意識変容
- 支援される側・する側、双方のキャリア発達の促進
- 環境側である地域及び社会の「開発」



我が国が目指す「共生社会」の形成や「インクルーシブ教育システム」の構築につながる可能性を示唆